

(事例検討)

1. 婚姻意思

保健所に勤務する保健婦Y女は、上司A宅に下宿していたが、Aの息子である大学生Xと結婚を誓う関係になった。

しかし、Xの両親の反対で結婚できないまま、Yは3度の妊娠中絶をした。

Xが大学を卒業して就職した後に、XYは同棲するようになり、Yは4度目の妊娠でB女を出産した。

ところが、その後、XはC女と結婚することになり、Yとの話し合いの結果、せめて子どもには嫡出子としての地位を与えたいとのYの強い希望から、XはいったんYとの婚姻届を出してBを認知し、その後に離婚の手続きをとることにして、XはYとの婚姻届を出す一方、Cと挙式して事実上の夫婦生活に入った。

ところが、Yが離婚の手続きに応じないので、Xは婚姻の意思はなかったとしてYとの婚姻の無効を主張した。

認められるか。

2. 離婚意思

夫婦とも離婚したい気持ちはなかったが、夫の借金が多いので、債権者から財産を守るために離婚の手続きをした。

ところが、その後、夫に愛人がいることが分かり、妻としては、離婚の意思がなかったのだから離婚は無効であると主張したい。

この主張が認められるか。

3. 親権の帰属

お互い離婚すること自体は合意していますが，どちらも子どもの親権を譲らず，親権について合意できません。

どのようにしたらよいですか。

4. 財産分与の方法

離婚することになりましたが，現在，夫名義の住宅に居住しています。

ただ，この住宅には夫名義の住宅ローンが付いています。

どのように財産分与すべきですか。

5. 相続人の範囲

次の者は相続人となるか。

- ①入籍していないが長年連れ添ってきた妻
- ②後妻の連れ子
- ③父から認知されていない子
- ④他人の養子となった子
- ⑤孫
- ⑥亡き息子の嫁
- ⑦祖父母
- ⑧甥・姪

6. 特別受益

夫Hには、妻Wのほか、3人の子ABCがいる。

Hの死亡により、1200万円の遺産が残されたが、生前、長男Aは事業資金として父親から600万円の援助を受けていた。

1200万円の遺産は、どのように分割すべきか。なお、遺言はない。

7. 寄与分

夫Hには、妻Wのほか、3人の子ABCがいる。

Hの死亡により、1200万円の遺産が残されたが、生前、長男Aは、病弱であった父親の代わりに家業(自営業)を懸命に支えてきた。

1200万円の遺産は、どのように分割すべきか。なお、遺言はない。

8. 遺言事項

私は両親も既に他界し、子どももなく、ペットの犬と一緒に暮らしている。

私が死んだら、誰がこの犬を世話してくれるのか心配である。

ペットの犬に、私の財産を全部やりたいがそのような遺言はできるか。

なお、私には兄がいるが、兄には一切財産を譲りたくない。

9. 遺留分の算定

父が先日死亡し、その相続人は妻である母、子である兄と私の3人のみである。

私は、父から5年前に居住用マンションの購入資金の一部1000万円の贈与を受け、父は3年前にすべての財産を兄に遺贈する旨の遺言書を作った。

父の遺産の総額はおよそ2億円で、負債はおよそ3000万円である。父は兄夫婦の療養監護を受けていた。

母や私の遺留分はどれくらいか。

10. 遺留分減殺の効力

私の父は、唯一の資産である土地・建物を弟1人に相続させる旨の遺言を作った。

その後、父は死亡したが、その前に母は既に死亡していたので、父の相続人は、私と弟の2人だけである。

遺留分の減殺を弟に請求して、お金をもらいたいができるか。

また、弟がこの土地・建物を他の人に売ってしまったときはどうなるか。